○沖縄総合事務局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
名護市東江五丁目一番地から名護市東江五丁目一番地まで	一般国道三百二十九号	一般国道	後	ＢＡ	二一・二メートル	二一・八メートル	歩道設置
			前	ＢＡ	二一・八メートル	二一・〇メートル	
名護市東江五丁目一番地から名護市東江五丁目一番地まで	一般国道三百二十九号	一般国道	後	ＢＡ	二一・八メートル	二一四・九メートル	歩道設置
			前	ＢＡ	二一・〇メートル	二一四・九メートル	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の期日	区間	図面縦覧場所
三百二十九号	平成二十五年十月三十一日	沖縄県島尻郡与那覇大名原字宮城前一番一から同町まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原三七三番二から同町字仲座下原三七三番二まで	三百二十一号	一般国道	後前	ＢＡ	四六・三メートル 五五六・五六メートル	〇〇・一一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の期日	区間	図面縦覧場所
三百二十一号	平成二十五年十月三十一日	沖縄県島尻郡八重瀬町字仲座下原三七三番二から同町字仲座南原八番まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５８２号

仙台市泉区松森字新田193番地　レオパレスシャングリラ2000―103

債務者　半澤　康幸

1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６０９号

宮城県塩竈市清水沢２丁目23番１―407号市営清水沢住宅１号棟

債務者　本郷　勝彦

1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６１５号

仙台市太白区柳生７丁目２番地の14　オーシャン柳生102

債務者　渋谷　信子

1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号

福島市北中央２丁目９番地　市住５―32、従前の住所福島市笹谷字道場11番地の１

債務者　伊藤　吉男

1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

福島地方裁判所

平成２５年（フ）第８３号

福島市北中央２丁目９番地　市住５―32、従前の住所福島市笹谷字道場11番地の１

債務者　伊藤　フミ

1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号

福島市在庭坂字前林３番地の２

債務者　八巻　宮信

1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４号

富山県高岡市福岡町開**鐸**81番地１

債務者　中川　早苗

1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３１７号

岐阜市野一色２丁目18番20―103号　シティハイツ野一色

債務者　天和こと　林　　功

1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで

岐阜地方裁判所